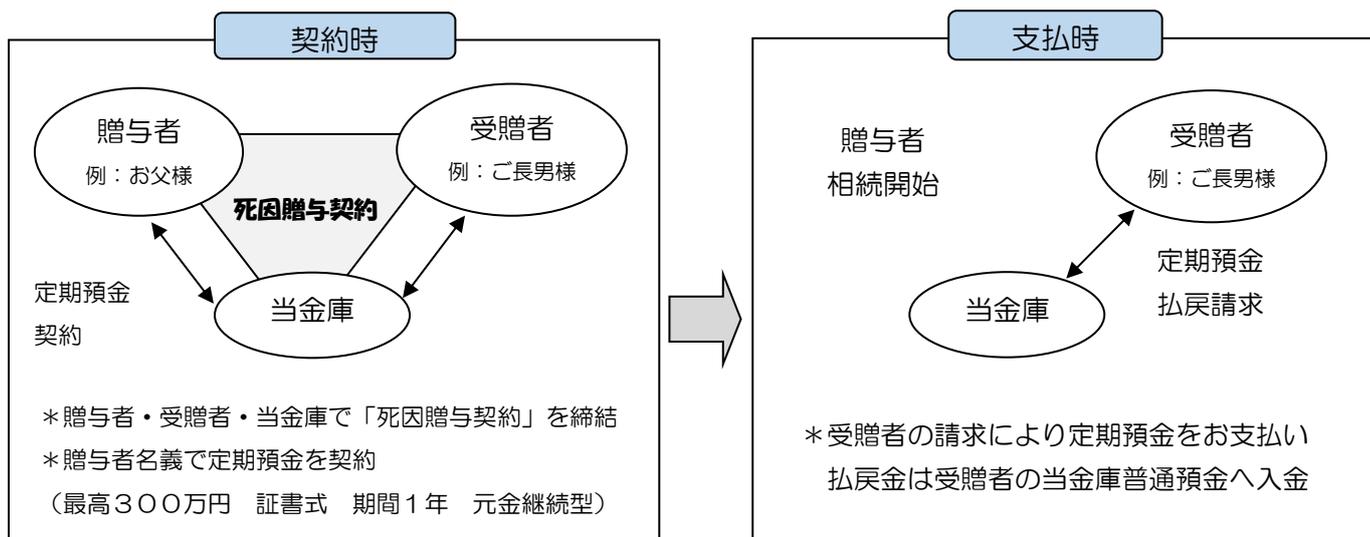


浜松いわた信用金庫 相続あんしん定期預金

「浜松いわた信用金庫 相続あんしん定期預金」は、いざ相続というとき、あらかじめご指定いただいた方に、ご指定いただいたご預金（最高300万円）をお支払する定期預金です。

通常、相続の開始と同時に被相続人のご預金は一旦凍結され、たとえご家族の方であっても払出しできなくなります。そこで、あらかじめ推定相続人のうちお一人様をご指定いただき、相続開始と同時に預金の贈与がおこなわれるよう契約を結びます。

これにより、遺されたご家族は葬儀費用などを速やかに確保することができます。



(注意) 死因贈与により受取った預金等は相続財産となります。詳細は、弁護士、税理士等の専門家にご相談下さい。

<契約時条件>

- 贈与者・受贈者双方が当金庫普通預金口座をお持ちで、ご契約時に両者と面談の上、ご契約。
- 日本国籍を有している満20歳以上の個人のお客様

<契約時必要書類>

- 本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証等）
- ご印鑑（贈与者・受贈者 お二人分）
- 受贈者が贈与者の推定相続人であると確認できる書類（戸籍謄本）

<申込手数料>

- 11,000円（税込）
- * 但し、贈与者が当金庫で年金をお受取りまた受取予約をされていた方は5,500円（税込）

<変更手数料>

- 11,000円（税込） ※受贈者を変更した場合
- * 但し、贈与者が当金庫で年金をお受取りまた受取予約をされていた方は5,500円（税込）

<払戻時必要書類等>

- 本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証等）
- 贈与者の相続開始を確認できる書類（除籍謄本あるいは医師の死亡診断書（写し））
- 相続あんしん定期預金証書
- お届けのご印鑑

※反社会的勢力の申込はお断りします。

ご相談・お問い合わせ先

浜松いわた信用金庫 ソリューション支援部

電話：053-450-3310 9:00-17:00（土・日・祝日除く）

2021年6月1日現在